

労働保険事務組合

年度更新事務手続きのご案内



(令和6年度)

年度更新書類は、**7月10日(水)**までに
京都労働局・労働保険徴収課に
直接又は郵送により提出してください。
(郵送の場合は期日必着)

(申告と納付期限)

(第1期)	7月10日(水)
	口座振替の納付日は9月6日(金)
(第2期)	11月14日(木)
(第3期)	2月14日(金)

年度更新書類受付の事前相談について

相談内容により、電話相談、来局による申告内訳書などの持ち込み相談、電子メールによる申告内訳書などを送付いただいての事前相談を受け付けております。

申告期限の直前は混雑のため充分時間が取れません。早期の相談にご協力をお願いします。

☎ : 075-279-3220 eメール : kyotochosyu@mhlw.go.jp (京都労働局労働保険徴収課アドレス)

■提出にあたってのお願い■

- ・ 事前に各種書類を「事務組合控」と「提出用」に分類して提出してください。
- ・ **年度更新事務関係書類は、京都労働局労働保険徴収課に提出してください。**
(事務組合に係る提出書類の受付審査は全て労働局で行います。監督署やハローワークでは受付できませんので、ご理解とご協力をお願いします。)
- ・ 労働局へ郵送で提出される場合は、**申告期日必着**とし**簡易書留等**記録の残るものでお送りください(**返送用封筒**(簡易書留分切手貼付)を同封してください)。
- ・ 申告書に印字されている申告済概算保険料額は、間違いがないか必ず確認してください。
- ・ 雇用保険の高齢免除は令和2年度分から廃止されています。
- ・ 天災等により申告・納付期限や猶予制度等が変更される場合があります。

京都労働局 総務部 労働保険徴収課

1 年度更新事務の流れ

(基本的な流れは、以下のとおりです)

(4月から遅くとも5月中頃まで)

事業主から、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」、「一括有期事業報告書」等により前年度の賃金支払いや請負金額及び、新年度の支払い見込み額の報告を受ける(過年度の保険料に滞納がある事業場については納付計画・納付誓約書の提出を指導する。)
事務組合事務処理手引<令和6年>P104、P121、P124 参照

(5月から遅くとも6月中頃まで)

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」、「一括有期事業報告書」等をもとに、「**保険料・一般拠出金申告書内訳**」を作成する。
総コン利用組合は5月下旬の指定期日までに労保連へ賃金データ連絡票等を提出する。

(6月1日から7月10日まで)

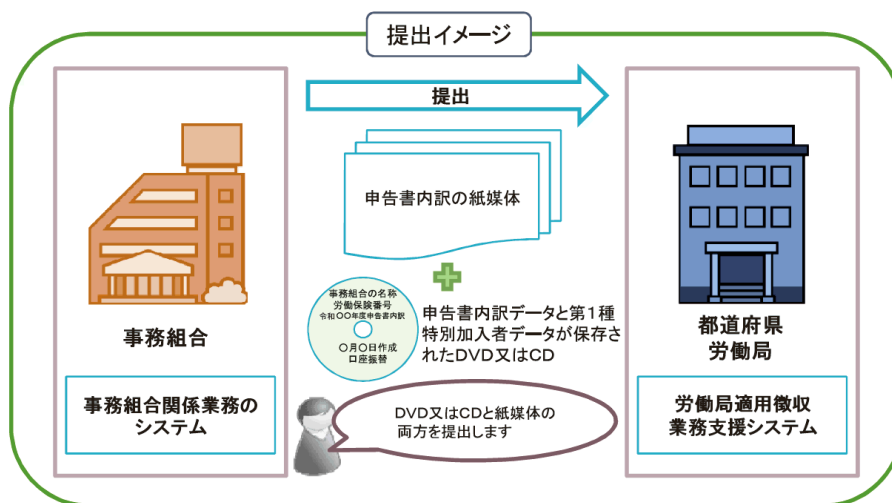
事業主から受けた報告をもとに、保険料額を計算して、事業主に納入通知書で通知のうえ、**保険料を徴収する(過年度の保険料に滞納がある場合は、併せて徴収する。)**
労働保険申告書を、「保険料・一般拠出金申告書内訳」に基づき作成し提出する。
事業主から徴収した保険料を納付する。
口座振替の事務組合において滞納事業場が1件でもある場合は、口座振替を停止して、納付書(手書き作成)で納入する(P6参照)。

(原則その都度)

納入通知や領収の状況を「徴収及び納付簿」に記入する。また、新規委託や委託解除等に基づく変更事項を「委託事業主名簿」へ記入する。

滞納事業場がある場合は、「滞納事業場報告書」を提出する(P11参照)。

(申告書内訳を電子媒体で提出する場合のイメージ)



※申告書とDVD・CDは必ず同時に提出してください。

※電子媒体のエラーに備えて、紙媒体の内訳書(1部)の添付が必要です。

2 年度更新関係書類の作成及び提出枚数等について

申告書類一覧（提出枚数は数字、作成するものは●で表示）

申告書類	提出枚数	基 幹 番 号 末 尾						
		0 (一元適用事業)	2 (二元適用事業の雇用保険)	4 (林業に属する事業の労災保険)	5 (建設の事業の労災保険)	6 (4、5以外の二元適用労災保険)	8 (一人親方等特別加入団体)	8 (海外派遣者)
概算・確定保険料一般拠出金申告書	※1 2	●	●	●	●	●	●	●
保険料・一般拠出金申告書内訳 ※2	3	●	●	●	●	●		
一括有期事業報告書 (立木の伐採の事業)	2			● (立木の伐採の事業のみ)				
一括有期事業総括表	2			● (総コンの立木の伐採の事業のみ)	※3 ●元請工事がない場合不要			
一括有期事業報告書 (建設の事業)	2				●元請工事がない場合不要			
第2種特別加入保険料申告書内訳 (組様式第6号乙)	3						●	
第2種特別加入保険料申告内訳	3						●	
第3種特別加入保険料申告内訳 (海特様式第1号)	3							●
第3種特別加入申告内訳名簿 (海特様式第2号)	3							●
特別加入保険料算定基礎賃金額特例計算対象者内訳	2	● (対象者が ある場合)		● (対象者が ある場合)	● (対象者が ある場合)	● (対象者が ある場合)	● (対象者が ある場合)	● (対象者が ある場合)
労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (※労働局への提出は不要です)	不要	●	●	● (一括有期以外)	● (一括有期以外)	●		

- ※1 保険料申告書は、メリット制適用事業場及び末尾8の海外派遣の特別加入者分について、1事業場につき1枚の作成・提出が必要です。
- ※2 申告書内訳は、メリット制適用事業場とそれ以外を分けて作成してください。
- ※3 事業主に「賃等報告」等の書面を用い、元請工事がないことを確認してください。提出は不要。
- ※ このパンフレットでは労働局は『局』、労働基準監督署は『監督署』と表記します。
- ※ 電子媒体による提出の場合でも、紙媒体（1部）の提出が必要です。電子媒体は返却しません。
- ※ 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」は、局への提出は不要です。事務組合で保管し、算定基礎調査の際提示してください。

3 申告書内訳記載に係る注意点

(1) (組様式第6号) 申告書内訳①欄の記載について

① 労働保険番号の枝番号	② 事業場の名称	③ 業種	④ 労働者数 ⑤ 被保険者数	⑥ 保険関係区分	⑦ 労災保険			⑧ 雇用保険			⑨ 確定保 (規模区 合計額 (15人以下
					⑦ ① 賃金総額 (円) ② 労災保険率 (%)	⑦ ③ 保険料 (円) (①×②)	⑦ ④ 賃金総額 (円)	⑧ ① 雇用保険率 (%)	⑧ ② 一般保険料 (円) (④×⑧)	⑧ ③ 合計額 (円)	
	例A (末尾0の場合)	7:1:0:3	3	片保 雇用	(-) 10,000 (特) 5	(-) 50,000 (特) 50,000	(+) 10,000 (特) 10,000	11	110,000	⇒ 甲A	
	例B (末尾0の場合)	5:1:0:1	6	両保 雇用	(-) 5,000 (特) 8	(-) 42,500 (特) 42,500	(+) 0 (特) 0	11	0	⇒ 乙B	
	例C (末尾0の場合)	7:1:0:2	1	片保 雇用	(-) 2,500 (特) 5	(-) 12,500 (特) 12,500	(+) 2,500 (特) 2,500	11	0	⇒ 甲A	
	例D (末尾0の場合)	7:1:0:3	20	片保 雇用	(-) 2,000 (特) 5	(-) 105,000 (特) 105,000	(+) 22,500 (特) 22,500	11	247,500	⇒ 計上 しない	
	例E (末尾2の場合)	3:5:0:1	2	両保 雇用	(-) 0 (特) 14	(-) 7,000 (特) 7,000	(+) 2,000 (特) 2,000	14	98,000	⇒ 甲B	
	例F (末尾2の場合)	3:5:0:1	1	両保 雇用	(-) 0 (特) 14	(-) 3,500 (特) 3,500	(+) 0 (特) 0	14	0	⇒ 甲B	
	例G (末尾4.5.6の場合)	3:8:0:1	10	片保 雇用	(-) 11,000 (特) 14	(-) 154,000 (特) 154,000	(+) 0 (特) 0			⇒ 乙B	
	例H (末尾4.5の場合)	3:7:0:1	2	片保 雇用	(-) 0 (特) 15	(-) 0 (特) 0	(+) 0 (特) 0			⇒ 計上 しない	
	例I (末尾4.5の場合)	3:7:0:1	0	片保 雇用	(-) 0 (特) 19	(-) 69,350 (特) 69,350	(+) 0 (特) 0			⇒ 計上 しない	
	例J (末尾4.5の場合)	3:7:0:1	3	片保 雇用	(-) 0 (特) 19	(-) 69,350 (特) 69,350	(+) 0 (特) 0			⇒ 甲B	

①欄への計上方法具体例

今年度の報奨金の算定資料となりますので、正確に記入して下さい。
 甲A… 5人未満・両保険
 甲B… 5人未満・片保険
 乙A… 5人以上15人以下・両保険
 乙B… 5人以上15人以下・片保険
 (但し、特別加入者のみの確定のみの事業場は除く)

(2) (組様式第6号) 申告書内訳④、⑤欄の記載について

④欄「常時使用労働者」と⑤欄「被保険者」の人数は1ヶ月平均労働者数を記入します。

前年度の各月末（または月末直前の賃金締切日）の使用労働者数の合計

12 (ただし、年度途中に保険関係が成立した事業にあっては成立以後の月数)

(例 外)

④欄「常時使用労働者」において一括有期事業及び船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場及び倉庫における貨物取扱事業については、前年度における1日平均使用労働者数を記入してください。

前年度の延べ使用労働者数

前年度の所定労働日数

※ 小数点以下の端数は切り捨てますが、1人未満となった場合は1人として計上してください。

(例: 9.7人 ⇒ 9人 0.1人 ⇒ 1人)

【建設業の使用労働者数について】

数次の請負による建設の事業における「前年度の延べ使用労働者数」は元請事業所で雇用する労働者だけでなく、下請事業所の労働者（可能な範囲で把握したもの）を含みます。

4 特別加入保険料額の計算に係る注意点

(1) 月割（月数）の計算方法

5月30日（特別加入の承認） ～ 12月7日（脱退の承認） = 8ヵ月

(注) 月（月初～月末）のうち1日でも加入していれば1ヶ月となります。

(2) 特別加入対象者が複数名いる場合の合算について

加入者A：給付基礎日額 3,500円（1年間） → 算定基礎額 1,277,500円

加入者B：給付基礎日額 10,000円（5ヶ月） → 算定基礎額 1,520,835円

合計 2,798,335円

特別加入保険料 = 2,798千円（千円未満切り捨て） × 労災保険料率

(注) はじめに算定基礎額を合算してから千円未満を切り捨てます。

特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

(特別加入に係る留意点)

※ 脱退や加入申請は、事前申請が必要です。

※ 特別加入の承認後、当初提出（加入申請）された内容に変更があった場合（脱退など）は、速やかに変更届・脱退申請書（様式第34号の8）を提出してください。年度更新申告書内訳に記入しただけでは異動内容を届け出たことにはなりません。

※ 給付基礎日額の変更は、前年度の3月2日～3月31日の間または、年度更新期間中に行うことができます。（ただし、年度更新期間に手続きを行う場合、災害発生後の変更は不可）（特様式第2号、もしくは年度更新期間中は、申告書内訳に変更後の金額を記載でも可）

※ 委託解除に伴う脱退については、脱退届の提出は不要です。

※ 給付基礎日額とは保険料や休業補償給付などの給付額を算定する基礎となるものです。十分ご留意の上、特別加入者の収入等から判断して、実態から乖離しない日額を申請してください。

5 口座振替停止について（事務組合の口座から国への振替を停止する場合）

緊急を要するやむを得ない場合に限り、口座振替を停止することができます。

この場合は、事務組合自ら取引先金融機関に連絡をして、規定の期日までに所定の手続を行っていただきます。なお、取引先金融機関が京都銀行である場合は記入例がありますので黄緑色の「労働保険事務組合事務処理手引<令和6年>」P110をご参照ください。

振替停止をした後は納付書を手書きにより作成し、金融機関で納付してください。

（納付書は、労働保険料申告書の下部にある「領収済通知書」も利用できます。）

6 特別加入について

（1）脱退に係る注意点

① 任意脱退の場合

特別加入を脱退する場合の脱退承認年月日は、監督署が受付をした日（申請日）から起算して30日の範囲内において申請者が希望する日となります。遡及して脱退はできません。

② 自動消滅の場合

特別加入者の死亡、役員の辞任等の場合、特別加入者たる地位が自動的に消滅することから、自動消滅の原因となった日を脱退日としますが、**特別加入に関する変更届の「※整理番号」欄に必ず脱退理由（死亡、役員の辞任等）を記載してください。3ヶ月を超えて提出が遅れると確認書類と顛末書が必要です。**

③ 労働者を雇用しなくなった場合について

中小事業主等の特別加入は労働者の通年雇用を行わない場合であっても、年間100日以上雇用が見込まれる場合は、特別加入の要件を満たします。

一時的に労働者が0人であっても、求人募集をしているか、雇用の見込みがあるかなどを事業主等に確認して一定期間様子を見ていただき、事業主が労働者を雇用する意思がないことを確認した際は、その時点で「委託解除届」又は「特別加入脱退申請書」の提出をして下さい。労働者が0人のまま、特別加入者が労災事故にあった場合に、労災保険給付が支給されないケースがありますので年度更新時に労働者が0人の事業場については、雇用見込みを確認してください。特に継続事業において、年度更新申告書内訳の確定保険料が0円である場合は、事業場に必ず雇用見込みを確認してください。また、確定の労働者対象賃金が0円であっても（労働者の雇用見込みが特別加入の要件となるので）、概算の労働者対象賃金が0円となることはありません。

なお、第1種特別加入者に該当しなくなった場合でも、臨時的に労働者を雇用する場合は、当該労働者については、労働保険関係を成立させることが必要です。

（2）一括有期事業でもつばら下請事業主であるが労働者を雇用している場合

下請事業主であるが、年間100日以上労働者を使用していれば、労災保険に加入し中小事業主の特別加入に加入できます。なお、**保険料申告書内訳においては、概算保険料を計上し、納付する必要があります。**しかし、労働者を雇用しなくなった又は年間100日以上労働者を使用する見込みがなくなった場合は、中小事業主から一人親方に移行してください。

（3）中小事業主の特別加入と一人親方の特別加入の関係

年間100日以上労働者を使用（見込み含む）しているか否かによって中小事業主か一人親方のどちらかに特別加入することとなります。

中小事業主の特別加入の申請を受け付ける際には、同一の事業について一人親方として特別加入していな

いか確認の上、同一の事業について一人親方として特別加入している場合は、必ずその脱退の申請を行ってください。

中小事業主等から一人親方への変更のための「脱退申請書」を提出する場合（またはその逆の場合）は脱退申請理由の欄に新たに加入する労働保険番号を記入してください。

（４）中小事業主等特別加入者の事務組合委託替の場合

旧事務組合との委託を解除した日の翌日に、新事務組合への委託を開始し中小事業主等の特別加入を継続する場合、新事務組合は「保険関係成立届（事務処理委託届）」と旧事務組合が発行した「労働保険事務等委託解除通知書」の写しに加えて「**特別加入に関する変更届（様式第34号の8）**」を提出してください。

なお、給付基礎日額については、3月2日～31日及び年更期間以外の期間に変更する事はできません。

「労働保険事務等委託解除通知書」の写し・「特別加入に関する変更届」のいずれも提出が無い時点で事故が発生した場合は、未加入者災害として補償されませんので速やかな手続きをお願いします。

（５）特別加入時の健康診断について

特別加入時の健康診断の対象者が新たに特別加入を行う場合の手続きは、黄緑色の「労働保険事務組合事務処理手引<令和6年>」P92, 93をご確認の上申請ください。

（６）建設業における事務所等に係る中小事業主等の特別加入について

建設の事業を行う中小事業主等が、その使用する労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていない場合、営業等の事業については保険関係が成立しないため、中小事業主等は営業などの業務について、特別加入することはできません。

【例】建設の現場作業を行う労働者しかおらず、事務所にかかる業務を行う労働者がいない事業場の場合
→労働保険は現場作業しか成立せず、中小事業主等の特別加入は現場作業にかかる内容についてのみ申請可能
(営業等の事務所に係る内容については、特別加入の申請を行うことができない)

7 建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率について

（１） 建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率については、**特別加入の前提となる一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類による保険料率とする。**

（２） 主たる事業は状況に応じて変化し得るものであることから、原則として、**一括有期事業の確定申告において賃金総額が最も大きい事業の種類を、翌年度（確定がR5年度ならR6年度）以降の主たる事業の種類とすること。**ただし、翌年度以降は、すでに登録されている事業の種類が、主たる事業の種類となることが明らかに見込める場合は、この限りではないこと。

主たる事業の種類の変更については、年度更新時等において「名称・所在地等変更届」（様式第2号）の届出を求めることにより行い、翌年度の初日を変更年月日として、翌年度以降の保険料申告（概算を含む）においては変更後の主たる事業の種類による保険料率を用いること。

【例】登録業種が38業種で、R5年度の賃金総額が最も大きい事業が35業種であれば、R5年度の特別加入の計算は38業種の計算で行い、R6年度は35業種に変更を行い特別加入は35業種で計算を行う。
ただし、R6年度以降も38業種が主たる事業であることが明らかに見込める場合は変更しない。

8 メリット制について

委託事業場のうち、メリット制適用事業については、メリット決定通知書にて通知しますので、次のとおり申告書等を作成してください。（メリット決定通知書は5月末に、申告書に含めて送付予定です。）また、令和6年3月末頃に、令和6年度にメリット適用となる事業場について、労働保険徴収課から文書を送付しますので、保険料の計算の参考としてください。

(1) 新年度から、新規にメリット制の適用になる事業場の取扱いについて

(例) A事業場が、新年度からメリット制適用になった場合。

申告書 (母体分)



前年度確定・新年度概算共にA事業場分を除いて申告・納付する。
※前年度分の申告済概算保険料額からは、A事業場分を除いてあります。

申告書 (A事業場分)



前年度確定・新年度概算共に個別で申告・納付する。
※前年度分の申告済概算保険料額は、母体から切り離して印書しています。

メリット制の適用を受けていた事業場の委託を受けた場合は、速やかに徴収課へ連絡してください。

(2) 新年度からメリット制の適用を受けなくなった場合の取扱いについて

(例)・B事業場が、前年度までメリット制適用で、新年度から外れた場合。

・すでに、メリット制適用から外れている場合。

申告書 (母体分)



- ① 前年度の確定保険料額にB事業場分を含めないで申告する。
- ② 新年度の概算保険料額には、B事業場分を含めて申告する。

申告書 (B事業場分)



- ① 前年度確定保険料の申告を行う。
- ② 新年度の概算保険料額は母体で申告するので、①欄は「母体に編入」と赤インクで記載。
- ② 前年度分で確定不足が出た場合は、B事業場の申告書で申告。
- ③ 前年度の申告済概算保険料より確定保険料の方が少なく充当が生じた場合は、その充当分を母体の新年度1期分の納付額に充当。

※ (母体への充当方法)

母体の申告書の⑳(イ)欄に充当額を記載して(母体の方でも充当が生じる場合は、その額と2段書きにして、)その合計額を㉓(ロ)欄「期別納付額・第1期・充当額欄」に記載して、第1期分の納付額を計算。

(3) メリット制の適用となる事業場の業種の変更について

メリット制の適用を受けていた事業場の業種が変更となる場合、事前に徴収課へご相談ください。

9 一括有期事業におけるR5年度確定保険料について

(1) 労務費率

令和5年度確定保険料においては、請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を下表の令和5年度労務費率で計算します。

令和6年度は、令和6年度労務費率で計算します。

(2) 請負金額の取扱い

工事開始日が平成27年4月1日以降の請負による建設事業に係る賃金総額の算定基礎となる請負金額は、**消費税額（地方消費税額を含む。）を含まないものとする。**

労 務 費 率 表 (令和6年4月1日改定)

事業番号	事業の種類		令和5年度 労務費率	令和6年度 労務費率	変化
31	水力発電施設、ずい道等新設事業		19%	19%	無
32	道路新設事業		19%	19%	無
33	舗装工事業		17%	17%	無
34	鉄道又は軌道新設事業		24%	19%	↓
35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		23%	23%	無
38	既設建築物設備工事業		23%	23%	無
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	38%	38%	無
		その他のもの	21%	21%	無
37	その他の建設事業		24%	23%	↓

※平成30年4月1日以前に開始された工事の労務比率は、有期一括総括表に記されています。

* 労災保険率表 (令和6年4月1日改定) *

* 雇用保険料率表 *

(単位1/1000)

(令和5年4月1日現在)

事業の分類	番号	事業の種類	5年度 労災保険率	6年度 労災保険率	変化
林業	02又は03	林業	60	52	∨
漁業	11	海面漁業	18	18	無
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	∨
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	無
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	∨
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5	無
	25	採石業	49	37	∨
	26	その他の鉱業	26	26	無
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	∨
	32	道路新設事業	11	11	無
	33	舗装工事業	9	9	無
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	9	無
	35	建築事業	9.5	9.5	無
	38	既設建築物設備工事業	12	12	無
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	∨
	37	その他の建設事業	15	15	無
製造業	41	食料品製造業	6	5.5	∨
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	無
	44	木材又は木製品製造業	14	13	∨
	45	パルプ又は紙製造業	6.5	7	∧
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5	無
	47	化学工業	4.5	4.5	無
	48	ガラス又はセメント製造業	6	6	無
	66	コンクリート製造業	13	13	無
	62	陶磁器製品製造業	18	17	∨
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	∨
	50	金属精錬業	6.5	6.5	無
	51	非鉄金属精錬業	7	7	無
	52	金属材料品製造業	5.5	5	∨
	53	鋳物業	16	16	無
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	9	∨
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	無
	55	めつき業	7	6.5	∨
	56	機械器具製造業	5	5	無
	57	電気機械器具製造業	2.5	3	∧
	58	輸送用機械器具製造業	4	4	無
	59	船舶製造又は修理業	23	23	無
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	無
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	無
61	その他の製造業	6.5	6	∨	
運輸業	71	交通運輸事業	4	4	無
	72	貨物取扱事業	9	8.5	∨
	73	港湾貨物取扱事業	9	9	無
	74	港湾荷役業	13	12	∨
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	無
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	無
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	無
	93	ビルメンテナンス業	5.5	6	∧
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	無
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	無
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	無
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	無
94	その他の各種事業	3	3	無	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	47	42	∨

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般事業	15.5 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5 / 1000	10.5 / 1000	7 / 1000
建設の事業	18.5 / 1000	11.5 / 1000	7 / 1000

* 労働者負担分に1円未満の端数が生じた場合

- ①賃金から源泉控除する場合は端数が50銭以下を切り捨て、50銭1厘以上を切り上げる。
- ②現金で支払う場合は端数が50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げる。
- ③ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合はこの限りではありません。

○平成29年1月1日より、65歳以上の雇用者についても雇用保険の適用対象となっています。

○雇用保険の高齢免除は平成31年度分までで終了しています。

10 労働保険料を滞納したときの事務処理について



(1) 労働保険料等滞納事業場の報告

法定納期の時点で労働保険料又は一般拠出金を滞納している委託事業場がある場合は、必ず「労働保険料等滞納事業場報告書」を法定納期（又は口座振替日）**経過後15日以内に労働局に提出してください。**

なお、後日局から「督促状」を事務組合に送付しますので、それを滞納した委託事業場へ交付してください。**交付後も電話・訪問・文書等で納付督促を行い、完納まで事務組合が責任をもって対応してください。**

組様式第9号

労働保険料等滞納事業場報告書

種別

3 1 8 5 0

京 都 労働局長 殿

※労働保険番号

26 3 01 930000

報告年月

9-06-7-10

法定納期を記載

1期:9-06-07-10

2期:9-06-11-14

3期:9-07-02-14

提出年月日

9-06-7-21

(元号)

令和=9

枝番号 1 005	納付すべき保険料等 1 12,345 円
徴定年度 1 徴定区分 1 9-06 62	納入額 1 10,000 円
電話 (075) - (000) - ΔΔΔΔ 番	滞納額 1 2,345 円
事業場名 西陣商会	
枝番号 2 006	納付すべき保険料等 2 9,876 円
徴定年度 2 徴定区分 2 9-06 21	納入額 2 0 円
電話 (075) - (000) - ΔΔΔΔ 番	滞納額 2 9,876 円
事業場名 同上	

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
7/19	10,000	2,345
/		
一部の納付があった場合		
/		

納付状況

月/日	保険料等	滞納額
/		
/		
/		
/		

徴定区分は必ず分けてください

凡 例	1 - 徴定区分
	21 全期または1期
	22 2期
	23 3期
	61 事業廃止 (保険料)
	62 前年度 (保険料)
	63 前々年度 (保険料)
	71 事業廃止 (拠出金)
72 前年度 (拠出金)	
73 前々年度 (拠出金)	

(2) 労働保険料等納入事業場の報告

「労働保険料等滞納事業場報告書」で報告した滞納委託事業場の労働保険料、一般拠出金が納入された場合には、翌月10日まで（できれば納入したらすぐに）に「労働保険料等納入事業場報告書」を局に提出してください。



組様式第 10 号

労働保険料等納入事業場報告書

種別

3 1 8 5 1

提出年月日

9-06-9-1

京 都 労働局長 殿

※労働保険番号

26 3 01 930000

報告年月

9-06-8月

納入した月
を記載

金融機関等によ
り国に納入した
日付を記載

完納となった場合は、空欄
ではなく、必ず「0円」と
記載

枝番号 1 005	年月日 1 9-06-8-25	保険料等 1 2,345 円	滞納額 1 0 円
徴定年度 1 9-06	納付場所 1 平安銀行・洛中支店	備考 1 西陣商会	
徴定区分 1 62			
枝番号 2 005	年月日 2 9-06-8-25	保険料等 2 5,000 円	滞納額 2 4,876 円
徴定年度 2 9-06	納付場所 2 同上	備考 2 同上	
徴定区分 2 21			

事業場名
を記載

(徴定区分)

前項の「労働保険料等滞納事業場報告書」右下欄「凡例」を参照してください。

※「滞納事業場報告書」の場合と同様に
徴定区分は必ず分けて記載

完納により延滞金が発生した場合は、
事務組合あてに納付書、通知書等を郵
送しますので、事業場に納付指導をお
願います。

前年度以前の保険料に滞納がある場合は、委託事業場に対して消滅時効（2年）の中断措置をとる必要がありますので、毎年、事業主と接触される時期に必ず、「労働保険料等滞納確認及び納付誓約書」（労働保険事務組合事務処理手引〈令和6年〉P124）を事業主に記載させ、局へ提出してください。

1 1 年度更新以外の保険料に関する申告・報告の早見表

申告・報告事項	提出書類	補足説明
概算保険料額の増・減額 訂正報告 (P14, 15「(記載例1) 概算保険料の増加訂正／減額 訂正について」参照)	保険料申告書(様式6号) 保険料申告内訳(組様式6号) ※監督署用は提出不要 (下段の確定修正も同じ)	総コンシステム利用組合は併せて 委託事業場マスター連絡票・請求 額変更が必要(労保連京都支部へ 提出)
確定保険料額の修正申告 (P16, 17「(記載例2) 確定保険料の修正申告につい て」参照)	保険料申告書(様式6号) 保険料申告内訳(組様式6号) 賃金等の報告(訂正前・後) 変更理由の確認資料	過去2年度分の修正は、年度毎に 修正が必要。※還付の場合は還付 請求書(様式8号)が必要 確認資料は算調に準じる。
事業場の保険料滞納の報告	滞納事業場報告書(組様式9号)	納期限から15日以内に提出必要
滞納保険料納入の報告	納入事業場報告書(組様式10号)	保険料納付日とは、事業場が事務 組合に納付した日ではなく、国に 納付した日(延滞金に注意)
延滞金納入の報告	納入事業場報告書(組様式10号)	延滞金のお知らせ時に納付書と共 に送付。
事業場の行方不明等の報告 (滞納保険料が徴収困難)	事事故業場報告書 (「労働保険事務組合事務処理手引(令和 6年)P123」に掲載、コピー使用可)	保険料に滞納がある又は生じる可 能性がある場合に提出
破産申請や事業廃止で保険 料の徴収が不可能な場合	労働保険料等滞納事業場引継書 納入指導等事蹟記録票 (「労働保険事務組合事務処理手引(令和 6年)P125,126」に掲載、コピー使用可)	「納入指導等事蹟記録票」は滞納 が生じて督促をした頃から記録し た“督促活動の記録”なので、任 意様式で記録(月日、内容、誰に、 誰が等)されたものでも可
事業主に滞納保険料額等を 確認させる書類(時効中断)	債務承認書または労働保険料等 滞納確認及び納付誓約書 (「労働保険事務組合事務処理手引(令和 6年)P124」に掲載、コピー使用可)	毎年4月～7月の間に前年度以前 の滞納保険料がある事業場から提 出を求めてください(保険料の徴 収は、督促状の指定期限から2年 で時効が成立するため、債務承認 書等を提出させることで時効を中 断でき、改めて時効成立日が承認 日の2年後となります)。
国の口座振替を今回だけ一 部停止させる場合	緊急停止依頼書(金融機関が定 める様式)	金融機関に提出(振替日から6営 業日前までに提出が必要)

増加の場合は(概算増額)又は減額の場合は(概算減額)表示する

(概算増額) 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業
 3 1 7 5 9 石綿健康被害救済法 一般拠出金 下記のとおりに申請します。

標準
 字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 第3行(記入)に属するの作業事項をよく読んでから記入して下さい。
 OCR時への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

種別 3 2 7 0 0 添付修正日番号 入力確定コード
 ① 都道府県 所収 世帯 基幹 番号 枝番号
 2 6 3 0 2 9 3 2 0 0 0 - 0 0 0
 ② 追加年月日(元号・令和は9)
 ③ 事業開始年月日(元号・令和は9)
 ④ 専任労務者数 ⑤ 雇用保険被保険者数
 ⑥ 事業主の代表番号(家賃のある場合記入) ⑦ 事業主の電話番号(家賃のある場合記入)
 ⑧ 事務組合区分 ⑨ 事務組合区分
 ⑩ 延納の申請 納付回数

提出用
 年月日
 あて先 〒 604-0846
 京都市中京区
 西替町通御池上ル
 金吹町451
 京都市労働局
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

区分	⑩ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑪ 保険料率	⑫ 確定保険料・一般拠出金額 (⑩×⑪)
労働保険料	1000分の(イ)	1000分の(イ)	1000分の(イ)
労働保険料	1000分の(ロ)	1000分の(ロ)	1000分の(ロ)
雇用保険料	1000分の(ハ)	1000分の(ハ)	1000分の(ハ)
一般拠出金(注1)	1000分の(ニ)	1000分の(ニ)	1000分の(ニ)

区分	⑬ 保険料算定基礎額の見込額	⑭ 保険料率	⑮ 概算・増加概算保険料額 (⑬×⑭)
労働保険料		1000分の(イ)	4 4 3 0 4 8 0
労働保険料		1000分の(ロ)	2 1 2 4 8 1 9
雇用保険料		1000分の(ハ)	2 3 0 5 6 6 1

⑯ 申告済概算保険料額
 ⑰ 増加概算保険料額
 ⑱ 差引額
 (イ) ⑮-⑱の(イ) ⑲の(イ)-⑱
 (ロ) ⑮-⑱の(ロ) ⑲の(ロ)-⑱
 (ハ) ⑮-⑱の(ハ) ⑲の(ハ)-⑱
 (ニ) ⑮-⑱の(ニ) ⑲の(ニ)-⑱

⑱ 申告済概算保険料額	3 8 6 8 . 0 5 8
⑲ 増加概算保険料額	5 6 2 . 4 2 2

⑳ 加入している労働保険	(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険	㉑ 特異事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉒ 加入している労働保険	(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険	㉓ 特異事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉔ 加入している労働保険	(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険	㉕ 特異事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない

斜線など何も記入しない

訂正前の事務組合全体の保険料(基幹番号)に申告書内訳の㉑㉒㉓の増減分を加算(減額)した額を記載

訂正前の保険料額(基幹番号)

申告書内訳の㉔の額

2期納付前の増減につきましては、増額分は2期と3期に2等分で増額して納付します。(端数の1円が出る場合は2期へ)
 また、減額分は2期を減額して納付します。
 注意: 減額した委託事業場に滞納がある場合は、滞納額への充当が優先されますので、必ず局と納付額を調整してください。

⑰～⑲欄
増額分 or 減額分を記載

組様式第6号(甲)

労働保険番号A 26302932000

令和 年度 概算 保険料・一般拠出金申告書内訳

枚のうち 枚目

新規成立

委託解除

事業場の名称	業種	労働保険区分	⑦ 労災保険		⑧ 雇用保険		⑬ 確定保険料 (規模区分別)		⑭ 一般拠出金		⑮ 一般拠出金		⑰～⑲ 年度概算保険料			第一種特別加入者			
			資本金総額	保険料	資本金総額	保険料	15人以下	16人以上	合計額	資本金総額	一般拠出金額	労災保険	雇用保険	合計	氏名	令和年度の給付基礎日数	適用月数	区分	令和年度の給付基礎日数
128 ㈱労働局食品	4101	1	100,000	600,000	1,000	9,000	625,422	令和●年7月1日 新規成立委託	625,422	6	9	625,422	京都 太郎	令和●年7月8日加入	10,000	9	1. 労災 2. 雇用 3. 労災 4. 雇用		
154 労働局商店 労働 太郎	9801	2	3,000	9,000	2,500	22,500	31,500	令和●年7月31日 廃止による委託解除	3,000	60	94,500	△24,000							
小計			625,422	609,000	3,500	31,500	625,422		3,000	60	94,500	592,422	△30,000	562,422					

⑦～⑬欄
新規の場合は概算額を記載。
解除の場合は廃止に伴う確定額を記載。
(拠出金⑭、⑮欄は、⑰～⑲欄の増減に
含めず、次の年度更新で納付)

増額と減額の両方がある場合で、合計した結果増額となる場合

労働保険事務組合の名称 労働保険事務組合 京都下京労働管理協会 所在地 京都市中京区両替町御池上ル金吹町

代表者の氏名 会長 下京 次郎 事務担当者の氏名 四条 京子

メリット適用事業場については、その事業場だけの増減となります。(申告書、申告書内訳は個別に必要)

(既に委託している事業場の特別加入者の増減の場合、概算修正は不要です)

※ 年度途中の委託解除に伴う概算増減をした場合の一般拠出金の取扱

当該事業場の確定精算時に生じる一般拠出金は、当該概算減額・増額処理時に納付(精算)できないため、次年度に行う年度更新時まで、事務組合で預かることとなります。

概算減額の申告

(年度更新時) → (年度途中で委託解除) → (次年度の年度更新時)

A 事業場の概算保険料を申告
200,000 円

A 事業場が委託解除(確定精算)
確定保険料額: 120,000 円
一般拠出金額: 210 円

A 事業場の確定保険料を申告
確定保険料額: 120,000 円
一般拠出金額: 210 円
↓
確定保険料の納付は 0 円
一般拠出金は預かった
210 円を納付する

A 事業場の申告済概算保険料額
を 120,000 円に変更

事務組合から局への申告は全て、事務組合単位(委託事業場の合計)で申告します。

(記載例2) 確定保険料の修正申告について

(修正) と表示する

(修正)

労働保険 概算・増加概算・**確定保険料** 申告書 **継続事業**
 石綿健康被害救済法 一般拠出金 一般労働者を含む

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 第1行「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
 OCR読みの記入は上記の「標準字体」でおこないます。

種別 3 2 7 0 0
 修正項目番号
 入力確定コード
 ① 労働保険番号 2 6 3 0 2 9 3 2 0 0 0 - 0 0 0
 ② 増加年月日(元号・令和は9)
 ③ 事業期止等年月日(元号・令和は9)
 ④ 常時雇用労働者数
 ⑤ 雇用保険被保険者数

修正前の事務組合全体の保険料(基幹番号)に申告書内訳の **K L M I** の増減分を加算(減額)した額を記載

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	3462545	1000分の(イ)	3462545
労災保険分	1836597	1000分の(ロ)	1836597
雇用保険分	1625948	1000分の(ホ)	1625948
一般拠出金(注1)	8094	1000分の(ヘ)	8094

区分	⑪ 保険料算定基礎額の見込額	⑫ 保険料率	⑬ 概算・増加概算保険料額 (⑪×⑫)
労働保険料		1000分の(イ)	
労災保険分		1000分の(ロ)	
雇用保険分		1000分の(ホ)	

修正前の保険料額(基幹番号)

⑭ 申告済確定保険料額 **3,428,501 (概)8,085** 円
 ⑮ 申告済概算保険料額
 ⑯ 増加概算保険料額
 ⑰ 申告済不足額 **34,044 (概)9** 円

申告書内訳の **M I** の額

⑱ 全期又は第1期	⑲ 労働保険料	⑳ 労働保険料不足額	㉑ 今期労働保険料	㉒ 一般拠出金不足額	㉓ 一般拠出金	㉔ 今期納付額(㉒)+(㉓)
第2期	㉕ 労働保険料	㉖ 労働保険料不足額	㉗ 第2期納付額			
第3期	㉘ 労働保険料	㉙ 労働保険料不足額	㉚ 第3期納付額			

加入している労働保険 (イ)労働保険 (ロ)雇用保険
 事業又は作業の種類 **別紙内訳のとおり**
 事業主 (イ)所在地 (ロ)名称

(保険料・一般拠出金申告書内訳)

(修正) と記載

概算→「確定」と修正

組様式第6号(甲) (修正)

令和 年度 確定 概算 保険料・一般拠出金申告書内訳

事業場の名称	業種	労働保険区分	令和 年度 概算				令和 年度 確定				確定 修正			枚のうち		枚目							
			労働保険料	雇用保険料	確定保険料	一般拠出金	労働保険料	雇用保険料	確定保険料	一般拠出金	労働保険料	雇用保険料	確定保険料	一般拠出金	修正	追加	氏名	令和 年度からの給付基礎日額	適用 月数				
031 南労働運輸	7203	2	10,000	90,000	10,000	4,288	38,322	9,000	90,000	218,322	10,000	200	250,848	△32,526	0	△32,526	労働 花子	20,000	7	R●年10月15日脱退			
271 南東京都スポーツ	9013	3	9,500	28,500	6,730	28,500	6,730	60,570	89,070	9,500	190	25,500	3,000	63,570	66,570								
			合計				合計				合計												
			150,570				307,392				428			9		276,348		△29,526		63,570		34,044	

修正前の一般拠出金を記載

修正前の確定保険料を記載

⑦～⑮欄に
修正後の内容を記載

⑰～⑲欄
修正による不足分
(過納分)を記載

余白に修正理由を記入してください。
(修正理由: 例示)
・雇用保険遡及取得 (R○年○月○日付取得 2601-123456-7 の分) のため
・保険料率の算定誤りのため
・アルバイト従業員の算入漏れ

R○○年確定修正

労働保険事務組合 京都下京労働管理協会 所在地 京都市中京区両替町御池上ル金吹町
代表者の氏名 会長 下京 次郎 事務担当者 氏名 四条 京子

- (留意点)
- * 確定修正と概算修正は意味の異なる手続きです。
 - * 年更で確定報告されたものを修正するため、算調扱い (黄緑色の労働保険事務組合事務処理手引<令和6年> P113 参照) となり、**確認資料が必要**となります。(修正前後の賃等報告・賃金台帳の写し・工事契約書等です。不明な場合は事前にご確認ください。受理後に追加資料が必要となる場合もあります。) 確定申告が過少で増額修正する場合は (天災等が理由の場合を除いて) **追徴金**が課せられることとなります。
 - * 確定保険料の修正ができるのは、確定申告の受付日から2年間です。(概算保険料の増減訂正のような報告期間はありません。)
 - * **2年度分 (又は3年度分) にわたって修正する場合は、年度毎に各々一部作成してください。**
 - * 過納の場合は、必ず**還付請求書**を添付してください。
 - * 不足の場合は、確認完了後に送付する「**納付書**」で納入してください。「**納付書**」が送付されるまでは納付しないでください。
 - * 申告書内訳の余白に必ず修正理由を記入してください。

特別加入保険料月割算定基礎額早見表

給付基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

第1種特別加入者が複数人いる場合の保険料算定基礎額の計算は、個々の加入者の基礎額を合計した後に千円未満を切り捨ててください。